

神田區山本町一番地

二、事業主側

名 稱 青果運送株式會社
 代表者 社長 関口源吉
 資本金 六萬五千円
 事業種類 青果運送配達
 使用労働者 二〇〇人(男)

三、労働者側

- 争議参加者 二十一名
- 組合関係 ナシ
- 應援労働組合及其他ノ団体ナシ
- 四、争議発生ノ時 六月二日
- 五、争議解決ノ時 六月三日
- 六、争議発生ノ原因



會社ハ神田青果市場ニ於テ市内ノ青物商ガ購入セル青果ノ運送配達ヲ書トシ従業員ニ配達ヲ請負ハセ其ノ配達料金ノ一割二分ヲ羽代(歩合、コト)トシテ徴收シ居リタルカオートバイ配達従業員十九名及トラツク配達従業員四名計二十一名ハ現在ノ請負制度ニ不満ヲ抱キ別記(一)嘆願書ヲ作成岩上美喜三以下四名ノ代表ハ六月一日社長私宅ヲ訪問之ヲ提出シタルニ翌二日四名ニ對シ就業停止ヲ命シタルニ因ル

七、交渉經過

前叙ノ如ク岩上美喜三以下四名ノ代表ハ六月一日午後九時頃神田区末廣町ノ社長宅ヲ訪問シ嘆願書ヲ提出容認方ヲ嘆願シタルニ二日ニ何分ノ回答ヲ與フ旨ヲ約シタルヲ以テ翌二日全員出勤シタルニ社長ヨリ右代表四名ニ對シ就業停止ヲ命シタルヲ以テ嘆願加盟者全員ハ會社ノ處置ニ憤慨シ罷業セリ岩上以下四名ノ代表ハ三日早朝ヨリ関口社長、平岡事務等ト